江別市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 策定に係る協議会

【第1回 資料】

令和5年2月15日

江別市生活環境部環境室環境課

次期江別市環境管理計画・地球温暖化対策実行計画の策定について

1 江別市環境管理計画

江別市の環境への取り組みの基本的な施策を定める計画として、平成8年3月に策定されました。

全体期間を30年とし、その間を下記のとおり区分して進行管理しています。

- 前期推進計画(平成 7年度~平成15年度)
- 中期推進計画(平成16年度~平成25年度)
- 後期推進計画(平成26年度~令和 5年度)

2 次期環境管理計画・地方公共団体実行計画

現行の計画は、令和5年度末で終期を迎えることから、令和6年度からスタートする次期環境管理計画を令和4、5年度の2か年で策定します。

次期環境管理計画では、現行の計画を継承しつつも、世界的な課題となっている、地球温暖化防止策対策の更なる推進が求められます。

※地球温暖化対策推進法(第21条)に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)として の位置づけとなり、江別市では環境管理計画の中で新規に策定します。

○地球温暖化対策推進法とは

国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律です。

地方公共団体実行計画(区域施策編)とは

, 次期環境管理計画の中で 新規に策定

その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等を行うための 施策に関する計画であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務 があります。

地方公共団体実行計画(事務事業編)とは

,現在、第 3 期実行計画 | (令元~5 年度)

地方公共団体の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等を行うための措置に関する計画であり、全ての地方公共団体に策定義務があります。

3 地方公共団体の実行計画(区域施策編)策定に係る協議会

地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定にあたり、次期環境管理計画の策定と併せて、現在、江別市環境審議会において審議いただいております。

本協議会では、住民、事業者、市民団体、学識経験者など地球環境問題に関わっている様々な方の参画により、当該実行計画を推進する上で必要となる具体の取組に関して、次期環境管理計画及び当該実行計画(区域施策編)策定の進行状況に合わせて、計画策定の節目において協議会を不定期に開催して、ご意見等をお伺いいたします。

4 策定スケジュール

【令和4年度】

第1回江別市環境審議会 令和4年9月27日 (環境情勢の動向等) 第2回江別市環境審議会 12月21日 (現状と課題等) 第3回江別市環境審議会 令和5年3月15日 (計画骨子案) 【令和5年度】 第1回江別市環境審議会 令和5年5月 (施策や指標設定等) 第2回江別市環境審議会 8月 (計画素案諮問) 第3回江別市環境審議会 9月 (計画案策定) パブリックコメント(意見公募) 10月 (計画案) 第4回江別市環境審議会 11月 (パブリックコメントへの対応) 第5回江別市環境審議会 令和6年1月 (計画確定・答申書作成) 会長より答申書を市長へ提出 2月 (答申)

令和5年2月15日 地球温暖化対策実行計画 策定に係る協議会(第1回)

計画策定の節目において数か月おきに不定期開催

5 地球温暖化対策の現状と課題

(1) 社会動向

① 脱炭素社会の実現

- ●「IPCC の第 6 次評価報告書(R3(2021)年)」において「人間の影響により温暖化が進んでいることが断定される」など、現在地球温暖化が進行していることは明白となっており、地球温暖化の進行を「緩和」するための対策が不可欠となっています。
- ●そのため国は、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減するために脱炭素に注力しており、野心的な目標として、「R12(2030)年度までに温室効果ガス排出量を 46%削減(H25(2013)年度比)」、「R32(2050)年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」という目標を掲げています。

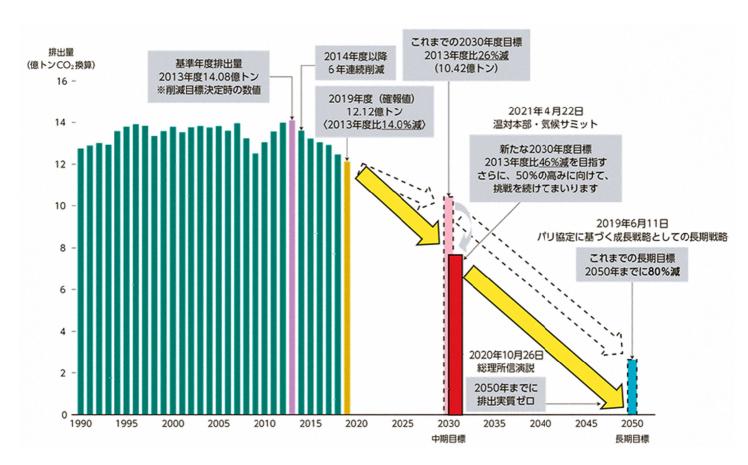


図 1:国の温室効果ガス排出量の状況と今後の排出量目標のイメージ 出典:「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(環境省 R3.6)

② 国の環境基本計画における重点戦略

1) 重点戦略①:持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築



重点戦略①:持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

- 持続可能な生産と消費のパターンを確保するため、経済社会システムの イノベーションを実現し、資源生産性や炭素生産性の向上を目指す。
- **再生可能エネルギーや省エネルギーは、**地球温暖化対策の柱であると 同時に、エネルギー安全保障や産業競争力の強化にも寄与。
- 金融・税制を活用して経済システムのグリーン化を進めていく。



(1)企業戦略における 環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

〇環境ビジネスの拡大

・環境ビジネスの市場規模の把握、優良事例の水平展開

〇バリューチェーン全体での環境経営の促進

- ・企業別中長期削減目標の策定、バリューチェーン排出量の算 定・削減の取組の促進、環境マネジメントシステムの導入促進
- Oサービサイジング、シェアリング・エコノミー
- 新たなビジネス形態の低炭素化、省資源への貢献の見える化
- 〇グリーン購入・環境配慮契約
- ○グリーン製品・サービス・ 環境インフラの輸出促進
- 二国間政策対話、 地域内フォーラム等の活用 等



サイクルポート(環境省HPより)

(2) 国内資源の最大限の活用による 国際収支の改善・産業競争力の強化

○徹底した省エネルギーの推進

温対法の地方公共団体実行計画、省エネ法

〇再生可能エネルギーの最大限の導入

・送電網の広域運用、自立分散型の再生可能エネルギー導入

〇水素利用の拡大

・定置用燃料電池、燃料電池自動車の技術開発・普及促進、 CO2フリー水素の技術開発・実証

〇バイオマス利活用

・木質バイオマスやバイオガスの活用による発電・熱利用の拡大

○循環資源の利活用、都市鉱山

・小型家電リサイクルの推進

(3) **金融**を通じたグリーンな経済システムの構築

OESG投資の普及・拡大

・環境情報に基づく投資家と企業の対話を活性化するプラット フォームの整備等 〇グリーンプロジェクトへの投融資の促進

・低炭素化プロジェクトへの支援、グリーンボンドの発行・投資 支援

(4) グリーンな経済システムの基盤となる税制

○税制全体のグリーン化の推進



風力発電 (環境省HPより)

図 2 国の第五次環境基本計画における重点戦略①

出典:「第五次環境基本計画の概要」(環境省 H30.4)

2) 重点戦略③:地域資源を活用した持続可能な地域づくり

❤️環境省 重点戦略③:地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- **地域資源の質を向上**させ、地域における自然資本、人工資本、人的資本を持続可能な形で 最大限活用する。
- 循環資源や再生可能資源の活用により地域循環共生圏の主要な部分の形成に貢献する。

(1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用

○地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入

- 地域のエネルギー収支の改善、 災害時のレジリエンスの向上
- 〇地域新電力の推進
- ○営農型太陽光発電の推進

〇未利用系バイオマス資源を 活用した地域づくり

・木質バイオマス資源を 自立分散型エネルギーとして活用



ソーラーシェアリング

〇廃棄物系バイオマスの活用を はじぬとした地域における姿質年

はじめとした地域における資源循環

・リユース、リサイクルなどの循環資源、再生可能資源を地域で循環利用

(2) 地域の**自然資源・観光資源**の最大限の活用

〇国立公園等を軸とした地方創生

・世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化 地域経済の活性化と自然環境保全の好循環の創出

〇エコツーリズムなど各種ツーリズムの推進

・地域固有の自然資源などを活かした持続的な地域づくりの推進、 グリーンツーリズムやブルーツーリズム等の取組の推進

○自然に育まれた多様な文化的資源の活用

- ・地域の自然に根ざした風土、地域固有の 多様な歴史や文化の継承・活用
- ○環境保全や持続可能性に着目した 地域産業の付加価値向上
- ・ 自然資本を活用した6次産業化の促進



捕獲従事者の育成・確保、 獣種の特性に応じた捕獲対策の推進



阿寒摩周国立公園 (環境省HPより)

(3)都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり

〇森・里・川・海をつなぎ、支える取組

・森・里・川・海の地域資源の持続的な活用

〇都市と農山漁村の共生・対流

・都市と農山漁村の相互貢献による共生

〇人づくりによる地域づくり

・多様なステークホルダーとの連携を図りながら、 持続可能な地域づくりを担う人づくりを行う

〇地域における環境金融の拡大

・地域金融機関等における環境金融に係る理解の促進



自然体験行事の様子 (環境省HPより)

図3 国の第五次環境基本計画における重点戦略3

出典:「第五次環境基本計画の概要」(環境省 H30.4)

(2) 統計データ

1) 市の温室効果ガス排出量

●市の温室効果ガス排出量(エネルギー起源)は減少傾向です。しかし、国の削減目標を踏まえると、R12(2030)年度までに H25(2013)年度比で 49%の削減が求められているため、取組を強化する必要があります。

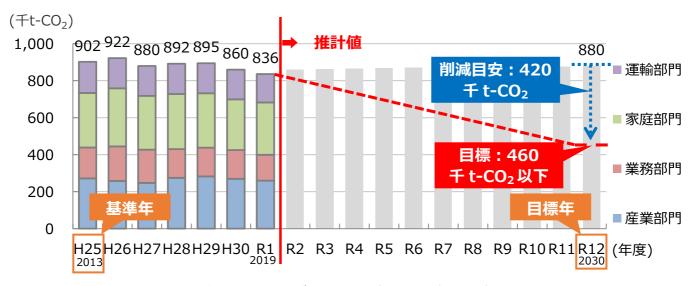
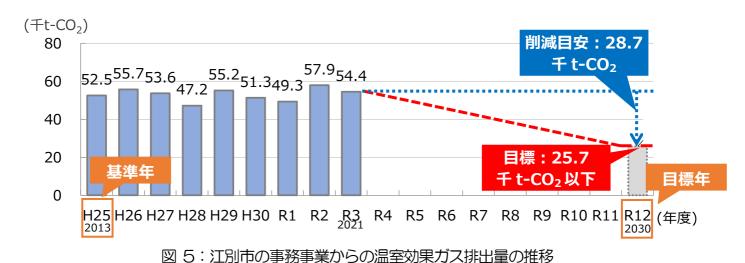


図 4:市の温室効果ガス排出量(エネルギー起源)の推移 出典(実数):「部門別 CO₂排出量の現況推計」(環境省 R4.4)

2) 市の事務事業からの温室効果ガス排出量

●市の事務事業からの温室効果ガス排出量は横ばいです。国の削減目標を踏まえると、 R12(2030)年度までに H25(2013)年度比で 51%の削減が求められている ため、取組を強化する必要があります。



出典:【H25~H30】「第3期 江別市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」(江別市 R1.11) 【R1~R3】「第3期江別市地球温暖化対策実行計画(江別市 HP)」(江別市 R4.10)

3) 令和3(2021) 年度「江別市再生可能エネルギー導入調査等実施事業」

- ●令和3(2021)年度に実施した「江別市再生可能エネルギー導入調査等実施事業」では、市の温室効果ガス排出量の現状と将来推計を整理し、脱炭素に向けた取組による温室効果ガス排出量の削減量を試算しました。
- ●市内の再生可能エネルギーの導入可能なエネルギー量(ポテンシャル) 試算を参考に、令和 12(2030) 年度までに 280 千 t-CO₂を再生可能エネルギーで、

151 千 t-CO。を省エネルギーで削減することを想定しています。

項目	概要	削減量
脱炭素電力契約	●再生可能エネルギーなどの電力契約で国が示す目標に基づいて切替していると想定 ※発電時に CO₂を排出しない電力の活用	170 千 t-CO ₂ (18.8%)
最大限の再工ネ導入	●市内で再生可能エネルギーの導入が最大限進んで いると想定	63 千 t-CO ₂ (7.0%)
次世代自動車普及拡大	●次世代自動車が国の示す目標に基づいて普及して いると想定	47 千 t-CO ₂ (5.2%)
省工ネ	●毎年 1%のエネルギー使用量を省エネで削減して いくと想定	151 千 t-CO ₂ (16.7%)
合計		431 千 t-CO ₂ (47.8%)

図 6:温室効果ガス排出量(エネルギー起源)削減目標の内訳 出典:「江別市再生可能エネルギー導入調査等実施事業 報告書」(R4.1 江別市)

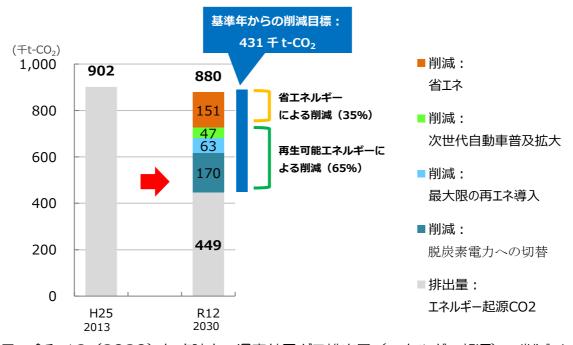
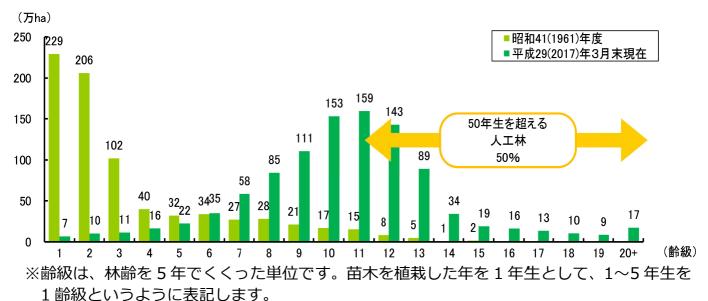


図 7: 令和 12(2030) 年度時点の温室効果ガス排出量(エネルギー起源)の削減イメージ 出典:「江別市再生可能エネルギー導入調査等実施事業 報告書」(R4.1 江別市)

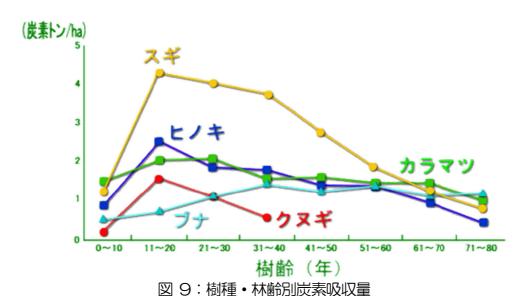
4) 温室効果ガス吸収源

- ●脱炭素に向けた取組として、温室効果ガス排出量の削減と併せて、温室効果ガス吸収 源による対策が求められています。吸収源はその大半が森林によるもので、国も森林 吸収源の拡大に向けた目標を設定して、取組を進めています。
- ●現在の日本の人工林は、昔と比べて新規造林が少なくなっており、一般的な主伐期である50年生(10齢級)を超える森林が多くなっています。
- ●森林吸収量は樹木が高齢化するほど減るため、森林吸収量を維持・拡大していくためには、人工林の植栽・間伐・主伐・活用といった森林循環のサイクルを適切に進めていく必要があります。



,ます。 - 図 8:日本の人工林の樹齢構成

出典:「令和3年度 森林・林業白書」(環境省 R4.5)



出典:「樹種別、林齢別の二酸化炭素吸収量(兵庫森林管理署 HP)」(近畿中国森林管理局)

5) 森林吸収量

- ●森林吸収量の対象とできる森林は京都議定書で規定されており、H2(1990)年以降に新規・再植林・森林経営が行われた森林となっています。
- ●昨年度、これら森林吸収量の対象と出来る森林からの森林吸収量を算出しており、その結果、毎年約4.6 千 t-CO₂の吸収が見込まれると試算しました。
- これは、市の R1 (2021) 年度の温室効果ガス排出量(約836 千 t-CO₂) の約 0.6 %に相当しています。

	国有林	道有林	市・私有林		
面積(ha)	1, 544	56	403		
針 葉 樹					
蓄 積 (m³)	160, 921	7, 023	63, 771		
CO ₂ 吸収量(t-CO ₂ /年)	1, 699	137	1, 215		
広 葉 樹					
蓄 積 (m³)	127, 874	1, 718	20, 563		
CO ₂ 吸収量(t-CO ₂ /年)	1, 232	42	317		
CO2吸収量合計	2, 931	178	1, 532		
(t-CO ₂ /年)	4, 641				

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

図 10: 市の年間の森林吸収量の試算

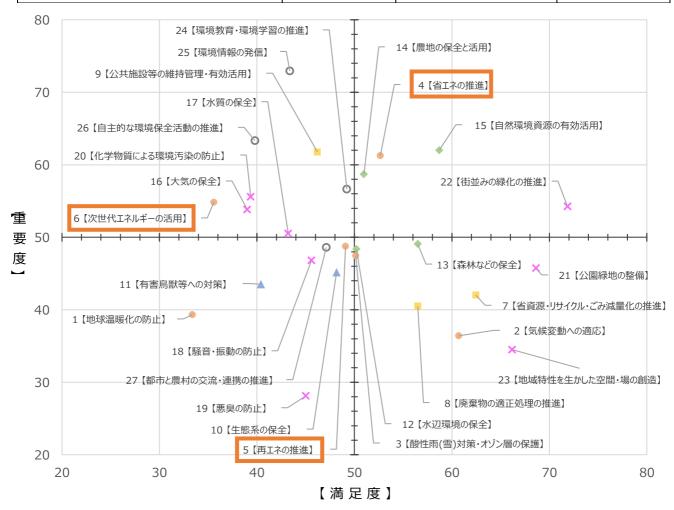
出典:「令和3年度江別市再生可能エネルギー導入調査等実施事業報告書」(環境省 R4.1)

(3) 市民意向(令和4年7月実施のアンケート調査より)

1) 「新規に取り組むべき」もしくは「強化すべき」項目に関する CS 分析結果

- ●「省エネの推進」は「重点維持項目」で、満足度・重要度ともに高くなっています。 取組を続けて、現在の状況を維持していくことが求められています。
- ●「再工ネの推進」は「改善項目」で、満足度が低いですが、重要度も低くなっています。改善度は 16 位ですが、温室効果ガス排出量の削減を進めるためには取組を強化していく必要があります。
- ●「次世代エネルギーの活用」は「重点改善項目」で、満足度が低いうえ、重要度が高くなっています。改善度は3位で、活用に向けた取組が求められています。

取組	結 果	満足度・重要度	改善度順位
省エネの推進	重要維持項目	満足度↑、重要度↑	改善度7位
再エネの推進	改善項目	満足度↓、重要度↓	改善度 16 位
次世代エネルギーの活用	重要改善項目	満足度↓、重要度↑	改善度 3 位



●地球温暖化 ■資源循環 ▲生物多様性 ◆自然環境 ×生活環境 ○環境教育・活動 図 11 「新規に取り組むべき」もしくは「強化すべき」項目に関する CS 分析結果

2) 活用している・今後活用したい省エネ・再エネ設備

●「LED」は導入が進んでいますが、それ以外の「省エネ設備(「高断熱・高気密化」 や「高効率機器」など)はあまり普及が進んでいません。

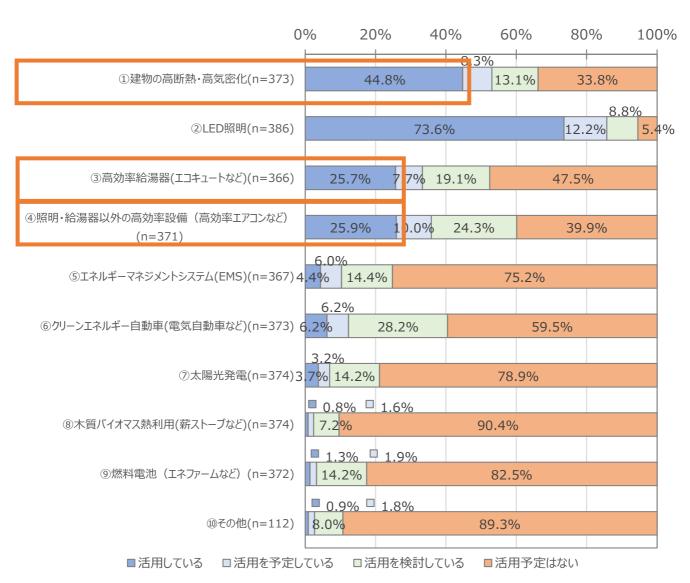


図 12 活用している・今後活用したい省エネ・再エネ設備

3) 脱炭素社会に向けて必要な取組

●脱炭素社会の実現に向けて「省エネ設備の導入や省エネ改修等への補助金など支援制度を充実」が求められています。

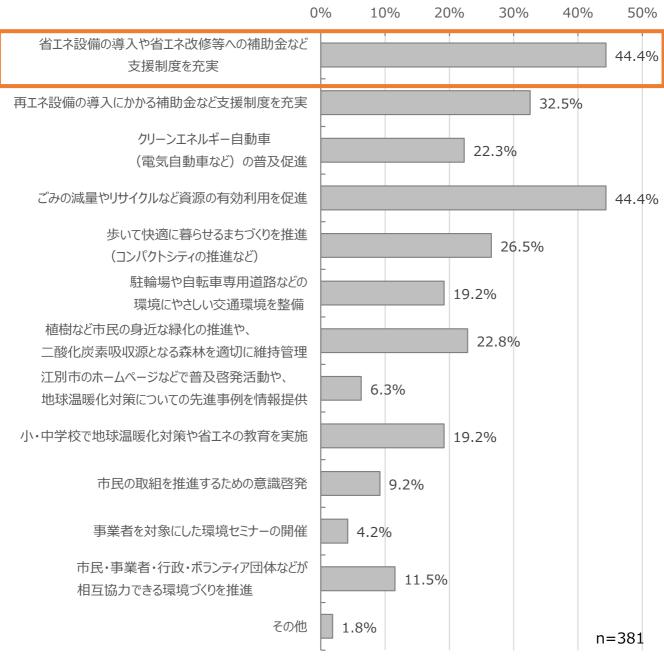


図 13 脱炭素社会に向けて必要な取組

(4) 事業者意向(令和4年7月実施のアンケート調査より)

1) 脱炭素社会に向けて必要な取組

●脱炭素社会の実現に向けて、「省エネ設備の導入や省エネ改修等への補助金など支援制度を充実」や「再エネ設備に関する支援の充実」が求められています。

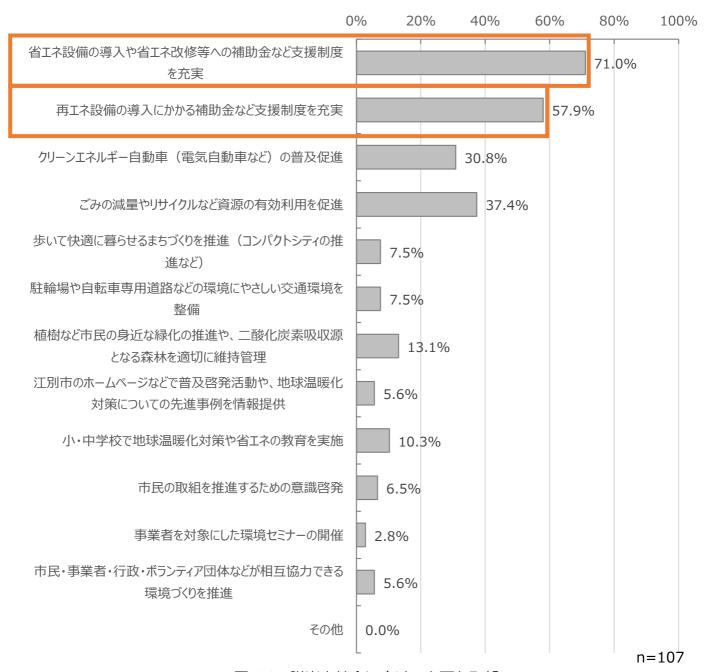


図 14 脱炭素社会に向けて必要な取組

